

大阪府・岡山県行政と住民運動

― 第三区外島保養院移転反対運動 ―

阿部 紀子

はじめに

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明長島に、長島愛生園と邑久光明園の二つの国立療養所がある。長島愛生園は国立療養所として昭和五（一九三〇）年に開設され、邑久光明園は昭和十三（一九三八）年に府県連立第三区外島保養院の後身として開所された。第三区外島保養院とは、もともと大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・三重県・和歌山県・滋賀県・岐阜県・福井県・石川県・富山県・鳥取県の二府十県のハンセン病患者を収容する公立の療養所として明治四三（一九〇九）年に開所されたが、昭和九（一九三四）年九月二一日の室戸台風により全壊し、昭和十（一九三五）年八月七日に、現在の土地に移転する事が決定されたので

ある。では何故外島保養院の復興地を二府十県に属さない岡山県にしたのであろうか。

ハンセン病に関する研究が増えつつある中で、外島保養院を軸とした研究は意外と少ない。外島を述べるにあたり、「外島事件」が取り上げられている研究史が大半である。これまでの研究では、療養所の患者・職員の動向について明確に述べられており、外島を知るにあたって参考となる部分は多い。しかし、府県連立立である外島が、療養所内だけで運営されていた訳ではない。管理官である大阪府当局が外島と大いに関連しているが、これを軸に記述されているところは少ない。よって、外島保養院外部に視点をおきたいと思う。また、移転にしても「昭和十三年、長島に邑久光明園として復興された」という様に、簡潔に述べ

られている。これは、「長島へ移転」光田健輔初代愛生園長」という説が、妥当だと受け止められている傾向からではないかと見ている。

事実、これを裏付ける事として、外島保養院の元患者は座談会にて「此処に持つて来たのは、光田園長の声掛けであつた」と述べている。これは昭和十年七月二十九日に、外島保養院自治会代表であり、且つ室戸台風罹災後粟生楽生園へ委託し、自治会草津本部の代表でもあつた阿部礼二宛てに、原田久作三代目外島保養院長から届いた「風説では光田氏の提案で長島に物色中との説あり、よつて至急幹部の意見を知らせよ」という書面によるものであろう。またこの書面は、極秘に扱う様にとされた事で、その内容に信憑性をもたらせたのではないかと考えられる。

また元外島保養院医員の桜井方策は「旧外島保養院誌」にて、大阪朝日新聞社の社会事業団主事であつた浜田光雄の序文を記載している。

(前略) 虫明の人々はモウ長島が出来て五年にもなるので、また別の一つ、反対の筈も有るまい。愛生園の人々また然りであろうと、早速国沢(大阪府衛生)課長は愛生の光田園長と政治的折衝をするなどなど、

すこぶるいい調子である。

当時の光田健輔の権力を、阿部礼二は座談会に於いて、次の様に述べている。

国立、公立を問わず当時のライ療養所の主要職員の更迭は、一応光田先生に了承を求めた後、行われるのが当然の如くなつていたらしいんです。

だが、光田の一存により長島移転が決定したとは考えにくい。何故なら、元々外島は「自治主義」にて運営されており、愛生園の「家族主義」とは相反していた。特に村田正太二代目外島保養院長と光田は対立しており、自治会推奨の村田に対して「自治会の言いなりになつてゐる」と批判していた。また外島事件により、村田は辞職した事からも含め、光田は長島へ復興移転する事に対し、左記の心境を述べている。

外島の患者は殆ど自暴自棄で虚無的な思想を有し兇暴性があり、先年も大紛擾を醸して所長總辭職問題までも惹起したのに比し、長島の患者は總てを運命とあきらめて神仏に歸依して永劫の生命を求め、平和な精神生活を営んでゐるところへ、外島の移転は重大問題である。

また、光田は、大正六（一九一七）年に国立の敷地を探す内命を受けた。この結果を報告した際、内務省から二度にわたり一蹴された説がある。この内務省と光田のやりとりから、療養所内に関する権力はあつても、国に対しての影響力は、さほど強くはなかつたと考えられる。よつて、光田の一存だけで決定する事は不可能であつたと考えられる。

この事を含め、本稿は、第一章に室戸台風の罹災状況と大阪府当局の対応を述べ、第二章に長島移転に至るまでの経緯を叙述しながら論じていきたいと思う。特に、第二章は明確にするため、愛生園神谷書庫所蔵の「新聞記事 第三卷」を重点的に用いて述べていきたいと思う。

著者が述べるところは「ハンセン病」と記述しているが、当時の新聞記事や文献を用いる場合、そのまま「癩（ライ）」と文面に載せる事を御了承して頂きたい。

第一章 室戸台風と府県連立外島保養院

第一節 室戸台風

昭和九年九月二十一日、大阪と神戸の中間に七時より十

一時までの四時間停滞した。大阪測候所によると、最高風速六十m以上、降水量は十九と少量であつたが、高潮は八時十四分の七尺三寸四分が最高水位は平均一分間で三寸三分の割合で増水であつた。

この台風の被害として、大阪府に於ける罹災死傷者は、死者千八百十二人、怪我人九千八人、行方不明者七十六人の計一万八百九十六人、罹災家屋は、全壊六千五百十一戸、半壊一万六千七百九十三戸、流失七百戸、床上浸水十四万二千九百十戸、床下浸水四万八百三十戸、計二十万七千七百四十四戸であつた。

特に、港区・大正区・此花区・西区・旭区といった海岸沿いの区域は、高潮の被害が甚大であつた。その中で西淀川区は、死者二百二十九人と大阪府内で三番目であり、床下浸水九千二百十四戸と一番多かつた。そして、浸水が最も深い場所は、外島付近の九尺九寸であつた。

では、この浸水により、第三区外島保養院はどの様な状況にあつたのか。「大阪府風水害誌」から次にそのまま抜粋する。

西南海岸の堤防決潰せる為、構内は全部浸水の厄に遭ひ、昭和八年十二月竣工せる第一期拡張建築物は、予

診室一棟及不自由病舎四棟を残しその他は全部流出し、
当時著々工事 中にて竣工を目前に控へ居りたる第二期
期拡張建築工事は、校舎一棟流失せるのみにして他は
残存せりと雖も、甚だしき浸水の為被害尠からず。¹¹

また、院内に於ける生存者は四百二十四名であるが、死者
百一名、行方不明者八十六名と院内者数の約三割、西淀
川区内では約八割の罹災者となった。

この様に被害甚大となった理由として、「風と海のなか
―邑久光明園入園者八十年の歩み―」にて二つの理由を取
り上げている。一つは「台風の不意打ち的な強化と速度
こそ、職員と患者の責任者の対応をくるわせた」事であり、
もう一つは「唯一の避難場所として神崎川の堤防へ上ろう
としたとき、そこにいた職員は、なお門を開けることを躊
躇した」ことであつた。¹²

だが、それだけではなく、立地条件と昭和八年八月に起
つた「外島事件」後の大阪府の対策も考えられる。外島保
養院は、大阪湾に面しており、神崎川の河口、しかも同川
が幾つ分かれて造られた中州の上に建設された。そして、
海や川の岸には六尺から一丈ほどの堤防が築かれており、
特に大阪湾に面した所は、布屋大手海岸と言われ、頑丈な

石垣を造られていた。しかし内面は極めて低く、「平均水
位より二尺程は低下してあり、干潮時に於て漸く水面と地
面とがスレスレの高さになってくる」状態であり、災害時
には「堤防決潰ノタメ拡張敷地ハ干潮時ニ於テモ約一尺在
来病舎敷地ハ約四尺ノ浸水ヲ見ル¹⁴」という点から、どれほ
ど低地であつたのかが分かる。

また国澤は「外島保養院は其の位置が西南を受け海に面
して居り、風に對しては全く無防禦の状態に在る」という
状況から、多少の被害は出ると考えていたのだが、被害状
況を聞き、「失敗つた」とはこの事實に我等は思はず口を
突いて出た言葉であつた」事も述べている。¹⁵ だが、それ以
外にも「外島事件」にて二十名の脱走者があつたと受け止
めていた大阪府当局は、この事を不祥事と捉えており、国
澤は拡張工事を進めるにあたり次の方針を述べていた。

周囲ノ堤防ヲ相当高クシ、又夫レニ樹木ヲ植エ、一面
ニ於テ逃亡ノ出来ナイヤウニスルト同時ニ、外部カラ
其手引ヲスルコトモ出来ナイヤウナ設備ヲシヨウ、又
堤防ノ外ニハ濠ガアルガ、内方ニ濠ガ無い時ニハ容易
ク堀ヲ越エテ、其上外濠ヲ越エテ出ルヤウナコトモ無
イコトヲ保シ難イカラ、内部ニモ濠ヲ掘ツテ貫ヒタイ、

斯ウ云フ希望モ出テ居リマス。是モ尤ナコトト思ヒマ

シテ、其御註文ノ希望ハ今後ノ設備ニ於テ十分考慮シ
マシテ、濠毛掘リ、其他逃走ノ容易ニ出来ナイヤウナ
設備ヲスルコトニ設計ヲ進メツツアルノデアリマス。¹⁷⁾

この事は「風水害記念誌」所収の「第三区外島保養院風
水害調査図」から見ると、保養院一帯を塙で囲っており、
出入口は神崎川上流の一箇所のみだと分かる。しかも、保
養院東側の布屋町でも、「三十戸数のうち流失を免れたの
はたった一軒のみ」と¹⁸⁾といった状況から見ると、神崎川側か
ら脱出せざるを得なかつた。また堤防と称していたものは、
人間が簡単に登れる高さではない板塙であり、且つ内濠が
あつた為、板塙を簡単に突き破る事は不可能であつたと考
えられる。この事から、国澤達の「失敗つた」という言葉
は、逃走防止に作つた事により、被害者を増やす結果とな
つた為に出たものだと考えられる。この室戸台風による
保養院の被害は、最終的な警戒策も尽きた大阪府が、外島
の管理に自信を無くし、且つ嫌悪をますます露わにさせた
のであつた。

第二節 行政に於ける移転問題

昭和九年十月三日に、復興に関する民間側の要望を聞く
為に、縣忍（あがたしのぶ）府知事の下、大阪府会全員で
組織された大阪府風水害対策委員会が開会された。その際、
長谷了恵、岩崎良三、熊本與市、吉村周次郎、溝淵春次各
委員から希望開陳された中の一つに「外島保養院の適当な
他府県移管は府民多年の希望であるから、この際大英斷
をもつてその実現を計らうたい」¹⁹⁾が取り上げられた。

また十月四日に、西淀川区大和田町と保養院附近住民者
から移転の声をあげた事もあり、市村平次郎、近森麒一両
府議會議員は住民代表として、縣知事の元を訪れて移転陳
情書を提出している。²⁰⁾

そして十月五日、大阪府庁に於いて、二府十県知事が集
合し、外島保養院善後策協議を開催した。この時、「患者
の一時収容を三十六万円で仮建築」を行う事を協議し、こ
の仮建築候補地として群馬県草津と岡山県長島があがる
が、決議には至らなかつた。²¹⁾ また、移転問題も提議された
が、慎重協議する事と、「本建築の費用を合して二百十一
萬圓は国庫の支出に俟つべく関係各府縣からそれぞれ内務
省に要請すること」²²⁾に關しては決議し、散会している。

その協議会前日頃、三重県に於いて、「移転候補地として志摩郡和具島が第一に算へられた」という噂が挙がり、これを聞いた早川三重県知事・江邊（えべ）警察部長・山本衛生課長は、四日深夜に協議を行い、不適當なる事だと強調する方針に決定した。そして五日、山本が県知事代理として大阪に赴いており、敷地問題が出た事から、次の様な断固反対の意見を訴えている。

本県としては実に容易ならぬ問題で、畏くも伊勢神宮の御鎮座近くであり、且つ近海は遠洋漁業の根拠地である上に自然の風景に恵まれ、又御木本真珠養殖場を控えて、年々多数の観光客が入り込むことだから、県としては絶対反対である。

また、意見を述べ終えた山本が「候補地と報ぜられた出所を明らかにせよ」と迫ったところ、大阪府当局は「候補地にあげたことはない」と言明したと述べられた文がある。また、県当局以外に、和具村出身志摩郡選出県会議員政友会三重支部幹事長の石原圓吉が反対意思表示を行い、和具村の城山村長、石原・濱口県会議員の連名の反対ピラを作成、六日に緊急村会を開催し反対具体案を協議する、といった展開もあった。

この様に、三重県にとっては深刻な問題と受け止めていた。災害後、「外島保養院は再建されない」「外島は愛生か楽泉園に合併される」「患者が各療養所に分割されると全職員は解雇される」とデマが乱れ飛んでいたそうである。これと同様、三重県内部にも移転というデマが流れたと考えられる。

この移転候補地と考えられた座賀島は、「崇高な学術研究の目的の為」と考えた和具村当局が、大正十一（一九二二）年に大阪府へ、大阪府立医大臨海実験場を創設する事を条件に無償寄与していた。そして、大阪府立医科大学は昭和六（一九三二）年に帝国大学となったが、大阪府への無償寄与は継続されていた。だが、この療養所移転話の件から、当初の条件に反するとして、和具村から大阪府当局に無条件返還の要請する運動を起こそうとしたが、現在も座賀島には大阪大学臨海学舎が存在している事から、大阪府への無条件返還の話は頓挫したのであろう。その後、一切座賀島に関する記事は掲載されていない。

では、大阪府当局は、どの様にすべきと考慮していたのであろうか。風水害後、大阪府主管課長であった国澤健雄は復旧に関して、次の様に考慮していた事を回顧してい

る。

萬難を排して外島の地に再建するのが至當であるとす
るものと、一度あつたことは一度あるかもしれないし、
よし此地に再建するとしても将来に備ふるためには敷
地の周圍に相当幅員及高さを有する鉄筋コンクリート
造の障壁を築造するの外病舎其他の建物は全部従来の
木造を排し、亦鉄筋コンクリート造と為すの必要もあ
らむ傍々巨額の費用を要すべくして到底聯合府県財政
の堪ふる所でないことは明瞭³⁰⁾

その一方の大阪府会・大阪市議会は、「移転すべきだ」と緊迫状態であつた。そして昭和九年十月九日に、臨時大阪府会に於いて、現地復旧に関して「人道上・精神上ヨリ見ルモ、又精神上ヨリ考フルモ憂懼ヲ将来ニ貽スモノニシテ断固阻止スベキモノ」を理由とし、次の建議案を提出する事を決議している。

建議案

大阪府所在第三区外島保養院移転復旧ニ関スル意見書
(中略) 由来薄幸不遇ナル斯種患者ノ療養所如キハ対
瀨国策上外界ト隔絶セル健康地ニシテ然モ集団自適ノ
樂園ヲ現出シ得可キ安住地タラザル可カラズ此ノ見地

ヨリシテ外島ハ勿論本府内ニ該敷地トシテ適當ノ地ナ
シト認ムルニ依リ之ガ復旧ニ際シテハ他ノ最好適地ヲ
求メ速ニ移転建設アランコトヲ望ム。尚ホ之ガ建設復
旧ニ際シテハ其ノ全額ヲ国庫ニ於テ負担セラレンコト
ヲ望ム

右府県制第四四条ニ依リ意見呈出候也³¹⁾

また、この建議案を提出された内務省は、外島保養院の災害復旧費として約百三十万円を大蔵省に要求したが、大蔵省査定の結果、四年継続事業として九十一万二千元しか承認しなかつた事³²⁾から、そのまま外島にて復興する事を望んでいた傾向が強かつた。だが、大阪府会・市會議員から猛烈な反対運動が展開している為、内務省としては痛切な問題と受け止めていたが、次の候補地を見出せず日月のみが経過していったのである。

第二章 日生町に於ける住民反対運動

第一節 大阪府議會議員と日生町

前章にて記述した国澤の回顧にて、次の様に続けられていた。

現地以外に敷地を求める決意し、第一に大阪府下、第二に連合府県内、第三にそれ以外の地を極秘裡に調査、困難な調査で長日時を要したが結局長島及び鴻島が好適地として認められるに至ったのでまず鴻島に交渉を開始した。³³

また、昭和十(一九三五)年三月二十七日の「大阪朝日新聞 岡山版」から「外島癩療養所―岡山鴻島に移轉か」という見出しが掲載され、この記事によると、日生町出身大阪府議會議員・魚森市太郎が、橋本眞靈日生町長と西崎磯太郎前町長等との間に斡旋の勞をとり、三月二十四日に日生町会と日生漁業組合との連合協議を開催し、条件次第で鴻島を譲渡することを決議したとされている。これを受けて、「大阪朝日新聞」は安井英二大阪府知事と岡田内務省衛生局長談を、左記のとおり掲載している。

安井大阪府知事談・外島保養院の移轉については衛生課と保養院関係者らが候補地を物色中で岡山県和気郡日生町のことは初耳だ。府として正式に交渉したことはなく府會議員が非公式に交渉したのではないだろうか、しかし先方が移轉を認めてくれるといふのは好都合な次第で調査上實現に努めよう

岡田内務省衛生局長談・外島保養所は過般の風水害によりこれを機會として主管大阪府知事において適當な候補地を物色中のところ管内には適當のところなく結局岡山縣の鴻島を候補地と目して交渉を重ねてゐたものであるが、幸ひ地元でこれを引受けてくれることとなり、そこに決定を見るわけで確か同島はほとんど無人島のはずでこれで多年の懸案を解決し得るわけで内務省としては大阪府知事の決定通り何ら異議あるものではない。³⁴

これで見ると、国澤と安井とは、互いに異なる内容ではあるが、内務省談ではすでに鴻島を候補地として考え、魚森を交渉人としたのではないかと窺う事が出来る。だが、果たして魚森が内務省から内々で依頼される程、議員として実力があつたのだろうか。魚森の大阪府内に於ける経歴を見ると、大阪府警勤務から、昭和二(一九二七)年九月二五日の定期改選に此花区から出馬し当選する。以後、昭和二二(一九四七)年四月二九日満期退任するまで、改選毎に当選しており、その間、名誉職府参事會員に四回(昭和六年、昭和七年、昭和十年、昭和十一年、昭和十八年、昭和十九年、昭和二十一年、昭和二十二年)、府會議員と

して政府に貢献した功績として昭和一四（一九三九）年に「府政功労者」として表彰、また昭和一八（一九四三）年に「自治功労者」として全国道府県会議長会に於いて表彰されている。³⁵ よって昭和十年までの経歴から見ると、内務省が魚森に目をつけたのではなく、自ら候補地を推薦し交渉に買って出た可能性が高いと考えられる。

何故魚森は移転に関して意欲的であったのだろうか。日生町機関紙「暁」内の投稿文から「大阪府の為を思ひ、来るべき秋の府会議員改選の時の自分の立場を考へ、外島療養所の移転によつて地價が上つて利益する処の附近の土地の所有者の為を思ふて持つて来たもの」という指摘が述べられている。³⁶ また同紙にて「外島は大阪市内にあつて島とは云ふけれど、事實は地続きである。これがあると、その附近の地価が揚がらないから、それでこれを何処かへ移転させたいと云ふのである」と魚森が述べた事も記載されている。³⁷

また、橋本町長は、魚森が移転話を持ちかけられた背景を、次の様に述べている。

本町としては、数年来更正の途につき、阪神方面の事業家にしばしば交渉して、工場誘致策を講じつつあつ

たが、その都度町出身にして多年大阪府警察部に奉職し、現在大阪府議会議員を勤めている魚森市太郎氏を煩はし、郷土の発展策につきいろいろ斡旋して下さつてゐる關係から³⁸

日生町の発展や、今後の選挙活動の為と受け止められても致仕方ない状況ではあるが、もっと別の事由も含まれていのではないかと考えられる。室戸台風後、腸チブス・赤痢等が発生していた。大阪市内に於いて、此花区・港区・住吉区・大正区・西淀川区・住之江区と言つた西大阪罹災地に発生しており、大阪府当局は、この伝染病の防疫に努めなければならなかつた。

この移転話に関し、「風と海のなか―邑久光明園入園者八十年の歩み―」では「日生町当局は強硬に反対、百万円でも売却しないと公言し、絶対反対の姿勢を崩さなかつた」と記述されているが、当初は飽く迄具体的条件の交渉次第とした。³⁹ その町当局の条件とは、

この話が実現されるやうになら、鴻島への物資の納入権は日生町が独占し、町の指定する特殊の団体から無競争の公定相場で納入させるやうにであつた。⁴⁰

また、外島保養院移転問題に最も関係深いと考えられて

いた日生町漁業組合からは、「町として将来の計畫樹立のため決定した方針に何事も忍んで諒解する」としていた。⁴¹⁾

よって、交渉の進行に伴って、鴻島住民二十戸百余名は曾島あたりに移住するか、本土へ帰還するか、といったどちらにしても立退きすべき事となり、町当局としても、島の価格と島民の移住補償について、重要な箇条として取り組む姿勢となっていた。

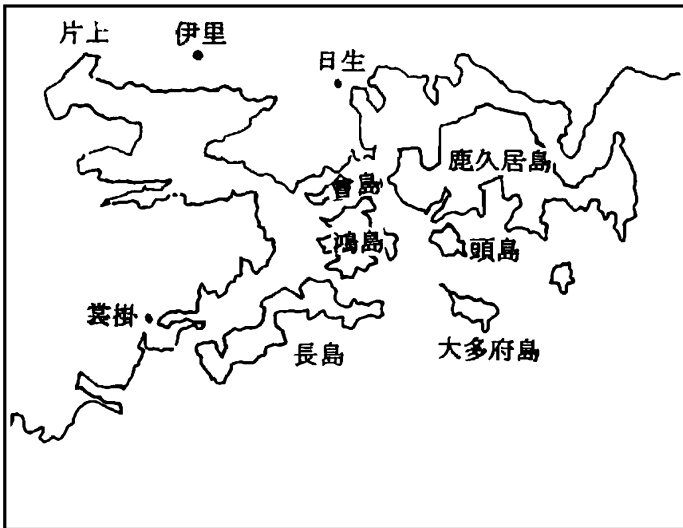
よって日生町当局の態度から、大阪府・内務省は円満解決するものだと思ひ、すぐに実行出来ると期待していたのである。

第二節 移転反対運動

鴻島とは、本土から約四キロ離れ、周囲十二キロ、面積一・九平方キロの小島で、元々は雑木雑草の生茂った無人島であったが、昭和二（一九二七）年に漁村改善の一施策として、日生町当局が開墾を奨励し、且つ着手した島である。この島に移住して開墾に従事する住民には、一家に開墾予定の土地五反歩を十年間無償貸与し、その後所有権として与える外、町費で建築した住宅を十年間無償貸与するなどの待遇から、当初は、日生本土、頭島、大多府島方面

から十八戸・七十三名が移住し、半農半漁生活を営んでいた。また、三年後の昭和五年に、畑の開墾反別は七町四反六畝と発展していた。⁴²⁾

日生町当局と漁業組合、また鴻島の住民から、相当な条



参考図 長島近辺

件下で応諾された、と表立って新聞公表されていたが、その水面下には反対運動の声が沸々と沸きあがっていた。

まず四月九日に、岡山市在住の日生町出身者が結成している在岡日生会が総会を開き、次の理由から断固反対と決議した。

一、外島癩療養所移転問題は今にはじまつたことではなく、数年前から地元、住民の猛烈な反対により、移転を余儀なくされてゐたもので、昨秋の風水害により倒壊され、移転するものではないから、大阪府としては、日生町誘致運動者の出現により、漁夫の利を占めんとするようなものである。

二、鴻島を売却すれば、癩患者の移住により、附近の島の地価低落し、近海漁業の衰微はもとより、精神的損害は金銭により償ひ得ず

三、日生町将来の発展に支障を来たす⁴⁵

これにより、十二日に同会実行委員は、反対声明書を携えて、多久安信岡山県知事や根岸衛生課長等を訪問、また日生町長、和気郡各町村長等に同書を送付している。

そして十三日には、同会の代表である吉延京一が、百与部の檄文を書いた印刷物を携えて、日生町長、町議、町有

力者、鴻島有志、漁業組合役員に歴訪し、また「金のために風光明媚なる父祖傳來の土地を賣るな」というスローガンを掲げて反対の烽火をあげる事を努めている⁴⁶

また、和気郡伊里村、片上町、伊部町、邑久郡鶴山、裳掛村、玉津村、牛窓町当局と漁業組合にて、極力反対の烽火を挙げて善後策を協議していたが、目的貫徹を決議し、関係町村当局と漁業組合幹部は、四月二十三日、多久岡山県知事などを訪問陳述している。また同日に片上町が町会にて「実現に絶対反対」の陳情書を作成し、草加町長が県知事宛に提出している。⁴⁶

五月三日には、在岡和気郡人会を岡山市内に於いて開催し、「日生町のみの問題に非ずして、和気郡の問題であり、瀬戸内海の大問題なり」として、移転反対の決議を満場一致で可決し、即時日生町長宛に打電している。その反対理由は次のようである。

(前略) 幾多の患者は療養所に収容さるるを希望して、放浪の旅を続け、岡山県内殊に地元たる和気郡内に入込み、神社佛閣の浄域或は旅館に泊して、恐るべき病菌を撒布傳播することは火を賭すよりも明かにして、長島愛生園設置後、附近にこれ等患者が多く徘徊する

に至つたのは、これを氣^き實^{じつ}に物語るもの⁴⁷

では、日生町民の反応はどうであったのか。当時、三月に尋常高等小学校を卒業し、四月から高等中学校一年生の級長を務めていた坪本健志氏は次のエピソードを述べている。

中国民報の社説に「ライ療養所が日生の鴻鳥へ大阪の方から移転される」と出ていた。子供心にも×××が鴻鳥へ来たら日生は困る、魚も売れなくなる。「反対のピラを書いて貼ろう」と(新聞)配達仲間と相談した。紙は新聞を包装している緑と茶の分厚い紙を切り、文句は私が「×××こさすな魚が売れぬ」というような原稿にし、友人が字を書き二・三十枚こしらえ、各自・各所にベタベタ貼った⁴⁸。

当時、言論の自由はなく、警察の目が厳しい状況であった為、ピラを貼っている友人が誰かに目撃された事により、級長であった坪本氏は、巡査に駐在所まで連行され、取調べを受けた事も記述している⁴⁹。

また、日生町に於いて「新聞紙法に據る有保証紙にして言論の自由を有す」とした「暁」という新聞があった。これは、日生町民数名が個人宅にて手書きで書いた物である。

この「暁」は、日生町民に意見を求め、第二三号にて、賛成論者と二通りの反対論者の意見を纏めており、第二四号から第二六号は、反対論者のみの意見が掲載されている。第二五号に暁編集部から「尚本紙は故意に反対論のみを掲載するものに非ず。賛成論者あらば遠慮なく賛成論を寄せられたし」と記述していたのだが、発行人であった萩原正志は、自分の反対意見を掲載し、また反対を呼掛けるといった矛盾のある紙面となっていた。

当時の新聞購読料は、「大阪朝日新聞」・「大阪毎日新聞」は月一円五銭で、「山陽新報」「中国民報」は月九十五銭、新聞配達をしていた者の月給は一円五十銭であった。この状況から、当時日生では分限者(べんしや)の家しかとってなく、漁業者は一軒も取っておらず、漁業会のみであり、しかもその数、百余部であった⁵⁰。その反面、「暁」は一年で五十銭であった為、大半の日生町民が目を通していた⁵¹。その為、新聞報道にて「日生町では反対の声があがっておらず」と掲載されていたが、町当局など極秘裏に進めていた話であった事から、新聞を取っていない者は、「暁」第二三号によって初めて知り、声があがらなかったのではなく、挙げようがなかったと言え

る。

また、この当時の巡査は、丹那（ダンナ）さんと町民から呼ばれており、小学校の祝賀式にも町の名士として列席しており、町長よりも権力があつたそうである。この様な状況とともに、言論に関して厳しい目をしてきた警察官がいる中で、声をあげて反対するといった行為は難しかったのではないだろうか。実際坪本氏も、「日生町内の大人が反対運動をする者はいなかった」と述べている。よって、「曉」という手段によつて、反対運動を展開していた事が視えるのである。この反対運動により、町当局にも変化が表れるのであつた。

第三節 移転交渉の展開

大阪府から移転交渉を持掛けられ、日生町当局からは条件次第と応じている事から、残るは鴻島の買収価格、隣接町村の意向、及び移転後の管理という問題が残された。日生町当局も、八万円位ならば島譲渡する、という意向を提出したが、魚森市太郎は三万円を主張し、折衝の結果、八万円に落着した。⁵⁶しかし、これを知つた日生町漁業組合は、四月五日に、損害保証として金七万円を要求している。⁵⁷こ

の事から、極秘裏で進めていた大阪府側は一時打ち切りの方針とした。

この一時打ち切りを受けてか、または反対運動が展開している為か、橋本眞靈日生町長は、四月十九日に岡山市にて、次の事を述べている。

僕が町長に就任前に、前理事者（西崎磯太郎）と魚森君との間に話が進められていたことである。まだ大阪府當局からは正式に何等の交渉はない。価格が町八万円、漁業組合七万円で交渉してゐることは事實である。

強ひて鴻島を賣らうとは考へてゐない。要するに町民を多数の意向を尊重して善處する考へであるが、何れにしても難しい問題である。⁵⁸

昭和十年度大阪府会議の大阪府復旧復興予算にて、外島保養院復旧費を三万八千円で可決した事から、大阪府が三万円を主張したと考えられる。また、内務省においては大阪府に一存するという形式であつた為か、直接日生へ訪問をしていない。しかも前章にて記述したが、大蔵省査定の結果、四年継続事業として九十一万二千円しか承認しなかつた事もあり、且つ当初から「復旧建築費は国庫から負担するもの」と要請があつても、移転補償費は要請がなかつ

た事から、大阪府が負担すべき問題と受け止めていた傾向は強いのである。

この段階ではまだ大阪府当局は日生町と正式交渉をしておらず、確実に移転候補地決定させる為に、岡山県当局に協力を呼び掛ける方針とした。しかし、当初岡山県当局に話を通さず、日生町と直接交渉をした為、鴻鳥移転候補地決定の際、多久安信岡山県知事の代理で石井政一警察部長は「大阪から縣に對し正式の交渉があつた譯ではないから、自分の口からは何ともいへない」と述べていたが、四月三日、上京から帰岡した多久は、「安井大阪府知事と會つて相談したが、これは内談的なもので、正式に大阪府と本縣とが交渉した譯ではない」としながらも「鴻鳥が適當だとすれば、その意見の実現に努力すべきだと考へている」と肯定的な発言をしている。

また、四月七日には、国澤大阪府衛生課長が、諒解と助力を乞う為に来岡した際、この時、多久は、「癩については長き思召もあることとて、私共もそれについては努力する考へではあるが、今回の外島癩療養所の鴻鳥移轉についてはいま迄何等交渉を受けていないので、いま之れに飛入つて積極的に斡旋するのは、手續順序などの關係からどう

か」と前置きした後、文部省からこの問題について提議を受けた際、次の一の条件を申し出るとした事を述べ、移転反対はしていない旨を示した。

鴻鳥に移轉せば岡山縣もその組合に加盟し當然管理すること。従つて現在の中國四國聯合大島癩療養所からは脱退すること。而して鴻鳥移轉建築費は現在の組合で全部負擔すること。岡山縣は現在の大島癩療養所の拡張に負擔金を捻出してゐる關係から鴻鳥移轉改築費は負擔せぬにと條件を漬けてゐる。

また、鴻鳥に移轉決定するものだと捉えた多久は、内務省に次の意見を述べている。

一、鴻鳥は飲料水が不足してをるため、給水設備をなすこと

一、移轉先の鴻鳥の民有地を地價で買上げること

一、岡山県は現在中國四國の八聯合縣立癩療養所（大島療養所）の方に入つてゐるが、近畿十二聯合府縣立の外島癩療養所が鴻鳥に移轉すれば、岡山を近畿の方に編入して十三聯合府縣立鴻鳥癩療養所としてもらひたい

この十三府縣聯合立に編入する事は多少の考慮を要す

ると、内務省は述べた。しかし岡山県が希望条件としなかつた事から、内務省・大阪府・岡山県は、さらに協議して決定するに至つた。またこの時に、管理官である大阪府知事から、敷地移転の申請があれば、内務省はこれを許可する方針を固めたのである。⁽⁶⁵⁾

だが、まだこの段階では、裏で大阪府と話は纏まつても、表立つて正式交渉は無かつた。大阪府と日生が決裂状況となり、大阪府は、正式に岡山県と交渉に臨む姿勢を見せたのである。

また、四月二十二、二十三日に二日間に渡り、内務省から召電を受けた根岸顯蔵岡山縣衛生課長と大阪府衛生課長代理は、岡田文秀衛生局長とともに移転問題について協議している。この際、根岸は次の三点を提示した。

- 一、岡山縣の面目を維持すること
- 二、附近住民の利益を尊重すること
- 三、買収は双方圓滿に解決すること⁽⁶⁶⁾

この三つを重んじられるならば、「国家的事業の為、消極的には援助する用意である」旨を伝えると、大阪府側はこれを諒としたのである。⁽⁶⁶⁾ また、二十六日に富田大阪府警察部長が来岡し、多久県知事・石井警察部長・根岸衛生課

長と会見した。この会見後、富田は「大阪府當局としては正式に日生町と交渉したことは一度もない。この問題が表面化したので、岡山縣を出しぬいて話も出来ぬし、将来得ねばならぬので、けふ正式に挨拶に来た」と述べ、⁽⁶⁶⁾ 多久は「日生町當局との間に交渉を進めて貰ひたい」という意見と、日生町の要求に関して述べている。また富田は次の意向を述べている。

日生町側の要求は十八万円（鴻島買収価格七万円、日生漁業組合補償金七万五千元、家屋移轉賠償等三万五千元）とか聞いてゐるが、それはべら棒な話で折合ふかどうかね（中略）帰阪後庶務課長、水産課長など専門家で評價委員會を組織し、同島を視察させた上で交渉を開始しようと思つてゐる。⁽⁶⁶⁾

一方、交渉がなかなか進まない状況を見た岡山県当局は、第二策として

長島の国立療養所に移転し、岡山県は地元の関係上、現在の大島療養所の組合から脱退し、大阪府などの組合に加入し、當分組合立で経営してゆき、機を見て国立移管の実現を期するのではないか、と見られており、これが適策ではないか。⁽⁶⁶⁾

と報道されている。これは四月二二・二三日の内務省内に協議内に於いて、「もし日生側と交渉決裂になるようであれば、国立療養所のある長島に移転する」という第二案を、内務省・大阪府は検討している旨が出た事によるものであろう。また内務省衛生局高野六郎予防課長防疫官も「もしどうしても移転が困難となれば、鴻島の隣の長島の国立療養所の敷地内に移転を断行してもよい」と述べている。だが、光田は「はじめに」で記載した様に、外島保養院が長島に来る事に関し、反対の意見を述べ、且つ岡山県が大島療養所を脱退することに関して、次の様な指摘をしている。

大府縣と合し、その負擔は将来軽減されて利益をうるも、大島の組合側では、經費約六萬圓のうち三分の一、即ち二萬餘圓を負擔する岡山縣に脱退されては、経営難に陥るので、ここに又岡山縣脱退反対の新しい紛議が起さることは明かで、その解決の如何も難しい問題である。

また余談ではあるが、四月二十九日に、「曉」編集委員の萩原正志が光田と会見した際、「前後五時間に亘つて論を闘はした結果、遂に（光田）先生も私（萩原）と同意見

（鴻島移転反対）である旨を洩らされた」という状況を見ると、光田が鴻島に移転する事は反対ではなかったと考えられるのである。

大阪府は、外島保養院六万坪を売却して移転補償費に充てるつもりだが、外島買収の際に大蔵省から補助されたので、その補助金だけは返済しなければならず、日生町要求金額を支払うのは到底無理な状況であった事から、大阪府当局と日生町当局は一度も折衝する事なく、二度目の打切りとなった。これにより、岡山県の大島脱退説も進展しなかつたのである。

日生町や周辺区域からの徹底的に排撃する意思が強い反対運動と二度目の打切りになった事から、橋本は次の様に決断を述べている。

この問題については僕が入婚の形で、ずつと詳しいことは知らんのだが、目下の情勢に於てはとも出来なものと思ふ。この問題は既に一應交渉が打ち切りになつて居るものであつて、町会の方でも今では例へ再び交渉があらうとも、今度は条件の如何に拘らず絶対に應じまいと云ふことになつてゐるやうだ。……（中略）先方がこの話を具体的に進めて来るやうなことがあつ

たならば、その時には、こちらにも相当の考へがある。兎に角大阪府や内務省当局がどんな考へを持つて居らうとも、こちらはもう應じないと云ふことの情勢がかわつて来たんだから、この問題はもう絶対に實現はしないと^ふ思ふ。

また、日生町としては、魚森市太郎の立場上勝手に断る事が出来ないと受け止めている為、「魚森自身から進んで解消して欲しい」という意見も述べている。この事から見て、魚森からは何も連絡がなかったと窺う事が出来る。一方の大阪府側は「お金」だけが問題だけであり、まだ移転候補地として可能性が高いと見ていた。

六月初旬、大阪府評価委員の川崎議事と西田会計両課長らが、鴻島に出張して調査を見積もった結果、鴻島買取価格は、居住民の移転料や損害賠償金を含め六万三千三百三十二円と評価したが、日生町では三万円つりあげて二十一万を要求したのである。この事を受けて苦笑するしかなかった大阪府当局は、岡山県当局を仲介者として、再度買取交渉を行う方針を固めたのである。

そして、六月十三日、根岸衛生課長により、国澤大阪府衛生課長・植田主事と日生町長の双方を、県衛生課長室に

て引き合わせ、初めて正式な交渉に至ったのである。この時、国澤は「どの程度の賠償で移転を承認するか」と提議したのに対し、橋本は「町と相談の上、正式に回答する」と答え、大阪府側も具体的問題に触れる事はなかった。大阪府は後日、日生町から譲渡に関する根本条件の提示を待つ事としたが、日生町は前述通り、譲る気は全くなかった。

また、幹旋の労を執る等の協力していた岡山県当局は、「日生町当局は一步も譲歩せず到底纏まりさうにない」旨を大阪府に通牒し、「一先づ手を引き、今後は大阪府側と日生町当局との折衝に委ね、内務省から命令のない限り傍観する方針」をとる事とした。これを受けて、大阪府も絶望と受け止め、日生町から引き下がったのである。

その反面、関西M.T.Lは六月二十五日に、「癩子防講演會」を開催し、外島療養所を大阪附近に再建する様に力説するとともに、原田久作外島保養院長は全国に分散している者の近況報告と再建を急務すべきだと説く等、積極的な行動を起こしている。これを受けてか、大阪府当局は最終決断することとなったのである。

おわりに

鴻鳥を断念した大阪府当局は、長島に移転する方針を出す。七月十日に、「地元（長島内）向瀬部落の民家立退き敷地買収・漁業組合に対する補償など細目協定に関する大阪府側の意向を伝達したがた予定敷地の実地調査⁽⁴¹⁾」を目的として、植田大阪府主事・原田久作他二名が来岡し、県庁にて石井警察部長と打合わせ後、石井・清水光治衛生課長両者を含め長島に向かっている。この時、安井から光田に「第三区府縣立癩療養所外島保養院復舊敷地使用承認方二関スル件⁽⁴²⁾」を光田に渡す様に託けたと考えられる。

また、政府において「癩病撲滅計画」として長島愛生園が拡張を考究中である為、七月十六日に大森佳一内務政務次官は、長島愛生園を視察に来岡した。その視察後、大森は拡張の必要性を述べ、且つ次の外島移転について語った。

政府では解決策として、愛生園へ合併したらどうかと云ふ考をもつてゐる。或ひは、この方が解決が早いのではないかと思う⁽⁴³⁾。

光田が安井からの書面を添付して「国有財産ノ無償使用

二関スル件⁽⁴⁴⁾」を、大森来県した日付にて、内務大臣宛に提出されている。この事に関して、後に外島保養院元職員が「光田先生が厚生省に交渉して無償で移管するように頼んだ」と述べられている⁽⁴⁵⁾。このように大阪府からの依頼内容は抜けており、且つ光田が大阪府と内務省の仲介者役となつた事で、「光田の声掛かり」と言われたのではないかと見ている。

この事により、内務省も英断をもって長島移転の方針を決定し、八月五日に石井警察部長と清水衛生局長は、邑久郡裳掛村の關係当局と折衝を進めたのである。

以上、本稿にて、室戸台風以後長島移転決定までの約一年の経緯を行政に視点をおいて述べたが、外島保養院関係者側と行政の関連性について明確にしていない。よつて行政という外側の視点と外島保養院といった内側の視点の相違についても述べていきたい。また、大阪府側がハンセン病について、どの様な捉え方をしていたのか、この点を追及しなければならぬと考えている。この二つの課題を中心に、今後の研究を進めていきたいと思う。

- (1) 小山仁示氏「外島保養院事件に関する新聞報道」〔関西大学人権問題研究室紀要〕十八号、平成元年発行、富岡昌裕氏「戦前大阪のハンセン病療養所―外島保養院のこと―」〔歴史と神戸〕第二十五卷第二号、昭和六十一年発行、松岡弘之氏「ハンセン病療養所の精神史―第三区府県立外島病院患者自治のあゆみ―」二〇〇一年度大阪市立大学大学院文学研究科修士論文、未公開。以上、外島保養院に関する研究史として取り上げる事が出来る。小山氏は「大阪朝日新聞」「大阪毎日新聞」を使用して、外島開設当初や外島事件について明記している。富岡氏は、一章で大正十五（一九二六）年泉北郡移転反対運動について叙述し、二章に於いて村田と外島事件について記述されている。松岡氏は「外島保養院統計書」や入所者による資料を活用し、外島療養所内に於ける自治主義の形成過程や動向について明記されている。
- (2) 邑久光明園慰安会『楓』第十一卷第四号、昭和三十二年四月一日発行、「座談会・外島保養院をめぐって」
- (3) 邑久光明園入園者自治会『風と海のなか―邑久光明園入園者八十年の歩み―』昭和六十三年八月発行、一〇一頁
- (4) 邑久光明園慰安会『楓』第三七八号、昭和四十七年十月発行、桜井方策「旧外島保養院誌（五四）」（ ）内は著者が補った。
- (5) 前掲（2）阿部礼二は、この時直接参加が出来ず、紙上参加で述べている
- (6) 邑久光明園慰安会『楓』第三五二号、昭和四十五年六月発行、「座談会・外島を語る会（四）」にて、村田は議論する際「光田さんとは仇敵の如し」と述べている。また所長会議の際「外島は患者の云う通りなっておる」と言われた事も述べている。
- (7) 「中国民報」昭和十年四月二十六日「時事解説 癩療養所移轉速かに解決を圖れ」
- (8) 「愛生」創刊号（昭和六年十月発行）に光田健輔著「長島の選択」がある。「数万の癩に対し寒地より暖地を選びがよい、而して安住の地は琉球の果ての西表島である」と復命したが、政府当局は「余り絶海の孤島で、交通運輸に不便なるのみならず（中略）それよりか瀬戸内海か知らぬ火内海に適當な島を選ぶがよい」という意見を述べられた事、また昭和二年に「山田衛生局長は瀬戸内海の一島を選択するべく内命せられた。私は瀬戸内海以外にも候補地を提案したけれども断固として拒絶せられた」と二度一蹴された事を記述している。これは「保険衛生調査会委員光田健輔沖繩県・岡山県及台湾出張復命書」（大正十五年）の中で、長島と日生町鹿久居（かくい）島の報告は「開墾絶望ナリ（鹿久居）」「開墾ニ適スル所ナシ（長島）」と述べているが、昭和二年の「国立癩療養所トシテ鹿久居島及長島價値復命書」には「瀬戸ニ於テ鹿久居嶋長嶋ニ勝リタル島嶼ヲ發見スルコトガデキナカツタ」と述べている事からも窺える。

- (9) 大阪府「大阪府風水害誌」昭和十一年一月三十一日発行
- (10) 同前掲(9)
- (11) 前掲(9)
- (12) 邑久光明園入園者自治会「風と海のなか—邑久光明園入園者八十年の歩み—」昭和六十三年八月発行、六十九頁
- (13) 邑久光明園慰安会「楓」第三七二号、桜井方策「旧外島保養院誌(四八)」
- (14) 第三区府県立外島保養院刊行「風水害記念誌」昭和十年十一月発行
- (15) 同前掲(14) 国澤健雄著「九月二十一日を追想して」より
- (16) 実際は、自治会内部にて外島追放を決定し、村田が出て行く様に指示した。これを大阪府当局は、逃亡者として受け止めている。詳細は、松岡氏や富岡氏の論文に記述されている。
- (17) 大阪府「通常大阪府会速記録」昭和八年、「通常大阪府会警察部豫算委員会速記録 第老號」より。名越民次郎の「患者ノ逃走ヲ防止スル設備ニ就テハ如何ナル御考ヘラ持ツテ居ラレルカ」という質問に、地方技師国澤健雄が返答として述べた部分である。
- (18) 「大阪毎日新聞」昭和九年九月二十二日「外島保養院倒壊二百名の生死不明」
- (19) 「大阪毎日新聞」昭和九年十月四日「全員一致で臨時府会繰上げ」
- (20) 「大阪朝日新聞」昭和九年十月五日「外島保養院の移転を陳

- 情」
- (21) 「大阪毎日新聞」昭和九年十月六日「卅六万円で仮病舎を…」
- (22) 「大阪朝日新聞」昭和九年十月六日「バラックを急造 外島保養院の応急対策会議」
- (23) 現在の志摩郡志摩町である。また「和具島」とは、英虞湾内にある「座賀島」の事を指している。
- (24) 「大阪朝日新聞」三重版、昭和九年十月六日「和具島に療養所—移転は以ての外—」
- (25) 「伊勢新聞」昭和九年十月六日
- (26) 前掲(24) 大阪府が言明した事から、三重県に移転することとは絶対にないと確信。これは三重県当局が、「先手を打った事で功を奏したもの」だと山本は述べている。
- (27) 邑久光明園入園者自治会「風と海のなか—邑久光明園入園者八十年の歩み—」昭和六十三年八月発行。九十一頁
- (28) 「伊勢新聞」昭和九年十月十三日「座賀島還せと大阪府へ捻ぢ込む」より。
- (29) 大阪大学自己評価委員会編「大阪大学白書・1993」平成五年三月大阪大学(庶務部研究協力課)発行、六五六頁にて「合宿・研修施設」として記載されている。
- (30) 邑久光明園慰安会「楓」三巻第九号、昭和十三年九月発行、国澤健雄「既往を回顧して」
- (31) 大阪府「大阪府会議録」昭和九年、「臨時大阪府記録 第一号」二十三頁より

- (32) 「医事公論」昭和九年一月二十七日「外島保養院復旧費査定」より
- (33) 邑久光明園慰安会「楓」三巻第九号、昭和十三年九月発行。
- (34) 「大阪朝日新聞」岡山県版、昭和十年三月二十七日。
- (35) 大阪府会史編纂委員会編「大阪府会史」第四編上巻、昭和三十三年三月三十一日に記載されたものを纏めている。
- (36) 日生同志会「暁」第二三三号、昭和十年四月二日
- (37) 日生同志会「暁」第二二六号、昭和十年五月二十日
- (38) 「大阪朝日新聞」昭和十年三月二十八日「島民の移住補償と鴻島の価格が問題」
- (39) 邑久光明園入園者自治会「風と海のなか」邑久光明園者八十年の歩み」昭和六十三年八月発行。
- (40) 前掲(37)
- (41) 前掲(38)
- (42) 吉形士郎編「日生町誌」昭和四十七年十一月発行。
- (43) 「大阪毎日新聞」岡山版、昭和十年四月十四日「外島癩療養所 移転反対の火の手があがる」
- (44) 「中国民報」昭和十年四月十四日「父祖傳來の地を護れ 養所移転反対運動」
- (45) 「山陽新報」昭和十年四月二十四日「一邑久」癩療養所移転反対を陳情」
- (46) 「大阪朝日新聞」岡山版、昭和十年四月二十四日「鴻島の癩療養所に片上町が反対」
- (47) 日生同志会「暁」第二二六号、昭和十年五月二十日発行
- (48) 「農協ひなせ」昭和五十九年十一月一日 坪本健志(猛)氏「ずいひつペンリレー」の記事より
- (49) 同前掲(48)より連行された時の状況を次の様に記述している。「四月三十日、寒い春の一夜勾留され「誰かに頼まれてやったのか」と色々調べられたが(誰にも頼まれたものではない。純真な子供心で皆なで相談してやったものだ。)(中略) 勝手口から帰ったが、表に廻ってみると逃げ出さないように玄関の戸を竹で突つかえ棒をしているのが眼に止まった」
- (50) 「暁」第二三三号に掲載されている内容は長文なので、勝手ながら要訳する。
- 賛成論**：日生は地の利が悪いので、工場誘致やその他の方面に努力しても思わしくない。他に発展策がないならば、療養所でも出来て千人近くの人が移住してくれば、物資の供給が相当の利益となるので、日生町の財政に好影響を与えるだろう
- 反対論 A**：長年の間に浸み込んでいる伝統的感情はどうする事も出来ない。外島附近の住民は「相当の立退料を出し合っても他へ移転して貰いたい」と言ってるではないか。大阪の人間が厭がるというのではなく、何れの土地の人間も等しく好まないものを、持ち込むことは、日生の将来の発展を阻害すべきものである。
- 反対論 B**：町当局の条件価格の七万円に反対。
- (51) 日生同志会「暁」第二二五号、昭和十年五月十三日発行

- (52) 前掲(42) 昭和十年十月の国勢調査の結果は人口五千三百八人、戸数千二百十一戸であつた事から、町内にて最高で約一割の町民しか新聞購読をしていない事となる。
- (53) 前掲(50) にても記載。また著者が坪本氏と面談した際、「暁」は日生町民の大半は読んでいたと思う」と坪本氏は述べられた。
- (54) 前掲(48)
- (55) 著者が坪本氏と直接面談した際に、述べられた事である。
- (56) 「中国民報」昭和十年四月二十日「鴻島への譲渡移転 譲渡金十五萬圓……」
- (57) 日生町編纂会「暁 第二三号」昭和十年四月二二日
- (58) 前掲(56)
- (59) 「大阪毎日新聞」昭和九年十二月一九日、「大阪府復旧復興予算」
- (60) 「大阪朝日新聞」昭和十年三月二十七日、「外島療養所―岡山に移轉か」
- (61) 「中国民報」夕刊、昭和十年四月五日、「未だ決まつてはない」
- (62) 「山陽新報」昭和十年四月八日、「知事に斡旋を依頼 局面打開に進む」
- (63) 「大阪毎日新聞」岡山版、昭和十年四月九日「移轉申請あれば内務省も許可」
- (64) 「山陽新報」昭和十年四月二十五日、「希望條件は快諾」
- (65) 「中国民報」昭和十年四月二十七日、「療養所移轉協議」

- (66) 「山陽新報」昭和十年四月二十七日、「大阪外島療養所移転問題で富田警察部長来縣」
- (67) 「大阪毎日新聞」岡山版、昭和十年四月二十七日、「鴻島移轉の正式交渉に来る」
- (68) 「大阪朝日新聞」夕刊、昭和十年四月二十七日、「鴻島の譲渡に十八萬圓を要求」
- (69) 「中国民報」夕刊、昭和十年四月二十五日、「長島療養所へ移轉 大島から脱退」
- (70) 「大阪毎日新聞」岡山版、昭和十年四月二十五日、「用地の買収や漁業権の補償」
- (71) 「大阪毎日新聞」岡山版、昭和十年四月二十六日、「十五萬圓は高い」
- (72) 「中国民報」昭和十年四月二十六日、「時事解説 癩療養所移轉速かに解決を圖れ」
- (73) 日生同志会「暁」第二六号、昭和十年五月二十日発行。()は著者が補った。
- (74) 前掲(68)
- (75) 前掲(73)
- (76) 「大阪朝日新聞」昭和十年六月八日「外島療養所の移轉先買収に難関」この記事内にて、日生町は二十一萬三千七百円を要求したと記載されていたが、この三百十七円は確証が無い為、今までの十八萬十三萬の二十一萬とした。
- (77) 「山陽新報」昭和十年六月十四日「行惱の鴻島問題 正式に交渉」

(78) 「山陽新報」昭和十年六月二十六日「大阪外島療養所 鴻島
移轉不調」

(79) ハンセン病患者への慰問団体の呼称。

(80) 大阪社会事業連盟「社会事業研究」二十三卷第七号、昭和
十年発行、百三十五頁「大阪社会事業ニュース」

(81) 国立療養所邑久光明園「創立80周年記念誌」昭和六十三年
発行行内「昭和十年七月十一日 新聞名不明・移轉敷地を
視察に長島へ・植田大阪府衛生主事」より

(82) 同前掲(81)、三百五十三、四頁「(前略) 前記鴻島ノ買収
ハ絶望ニ陥リタル以上更ニ他ノ地ヲ物色詮索スルハ徒ニ時
日ヲ遷延セシムルノミニシテ救糶上寔ニ忍ブベカラザル儀
ニ有之候。(中略) 約十八萬坪ヲトシ外島保養院建設敷地ト
為シ復舊経費ヲ樹立シ以テ急速建設ニ着手シ病舎其ノ他付
属建物ノ一部竣成ヲ俟ツテ現ニ各療養所ニ委託シタル患者
ヲ一刻モ速ニ引取り収容スルコトヲ以テ最後ノ希望ト為シ
居候。而シテ該地域内ニハ民有地及住家アルニ依リ相當ノ
價格ヲ以テ之ヲ買収シ又農林省所管國有山林ニ就テハ拂下
ヲ受クヘク目下所轄大阪営林局ト交渉中ニ有之候。付テハ
貴園御所有ニ係ル藪池及木尾ノ地ヲ同一目的ノ為使用スル
理由ヲ以テ無償使用方御承認相受ケ度當該地域ニ外島保養
院移轉ノ儀ニ關シテハ目下内務大臣ニ對シ認可申請中ニ有
之候ニ付御認可ノ上ハ貴園御使用ノ上水ヲ分與供給相受ケ
度尤モ之ニ伴フ施設ニ要スル経費ニ就テハ當方ニ於テ之ヲ
負擔スルハ勿論其ノ他ノ施設ニ要スル経費ニ就テモ充分考

慮可致候間」

(83) 「中国民報」昭和十年七月十八日「行詰りの外島療養所 長
島へ合併する」

(84) 前掲(81)三五四頁、「(前略) 大阪府知事ヨリ別紙寫之通
申出有之候處事情已ムヲ得ザルモノト被存候ニ付左記條件
ノ下ニ願意承認可然モノト存候へ共何分ノ御指令相仰度及
稟請候也」

(85) 邑久光明園慰安会「楓 第三四九号」昭和四十五年二月号
内「座談会・外島を語る会(二)」

〔付記〕

最後に、本稿をなすにあたり、資料協力をしてくださいました
日生町加子浦歴史文化館スタッフ、その他多数の機関の方々にお
礼申し上げます。

特に坪本健志氏には、名前の公表、且つ直接応答して頂けまし
た事を心から感謝しております。本当にありがとうございます。